

## 介護保険

介護保険制度は、40歳以上の方全員が加入者（被保険者）となって保険料を負担します。介護が必要と認定されたとき、費用の一部を支払って、介護保険サービスを利用することができます。

## 介護保険サービスが受けられる方

## ● 65歳以上の方（第1号被保険者）

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、身支度など日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合に介護保険サービスが受けられます。

## ● 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる特定の病気（特定疾病）により要介護状態や要支援状態になった場合に介護保険サービスが受けられます。

## 介護保険サービスを受けるまで

介護保険サービスを受けるには、要介護認定の申請が必要です。サービスまでの流れは次のとおりです。

①要介護認定の申請	65歳以上の方は町からお送りしてある被保険者証、第2号被保険者の方はご加入の医療保険者証をお持ちのうえ、福祉介護課で申請してください。申請時には、主治医の氏名・医療機関の名称、ご本人の状態、利用したい介護保険サービスなどについて伺います。
②認定調査	町の調査員が自宅などにお伺いし、本人の心身の状況などを調査します。（訪問調査）
	申請の際に記載された主治医に、町から意見書の作成を依頼します。（主治医意見書）
③介護認定審査会	介護認定審査会で、訪問調査結果と主治医の意見書により、保健・医療・福祉の専門家が公平公正に審査します。審査の結果、要支援1・2、要介護1～5、非該当のいずれかに認定され、有効期間が決定されます。
④認定結果の通知	町から認定結果が通知されます。
⑤ケアプランの作成	どのようなサービスをどのくらい利用するかというケアプランを介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成します。
⑥サービスの利用	ケアプランに基づきサービスを利用します。原則、費用の1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）が利用者負担となります。

## 介護保険料

## ● 65歳以上の方（第1号被保険者）

## ・保険料の額

町全体で介護保険サービスがどのくらい必要になるか算出し、基準額を決定します。この基準額をもとに所得段階別に応じて保険料額が決まります。基準額は3年ごとに見直されます。

## ・保険料の納め方

保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と口座振替または納付書による納付（普通徴収）があります。年金を年額18万円以上受給されている方は、原則年金からの天引き（特別徴収）となります。普通徴収の方で、口座振替を希望される方は、通帳と印鑑（通帳の届け出印）をお持ちのうえ、福祉介護課又は、取り扱い金融機関で手続きをしてください。

## ● 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

40歳から64歳までの方の介護保険料は、医療保険の保険料と一緒に徴収されます。保険料の計算方法は、加入されている医療保険者にご確認ください。

## 介護保険で受けられるサービス

\*介護度により利用できないサービスがあります。\*町内事業所は令和元年度現在です。

サービス種類	内 容	町内事業所
在 宅 サ ー ビ ス	訪問介護（ホームヘルプ） ホームヘルパーが訪問し、身体の介護や家事援助などを手伝いします。	・在宅福祉ケア子育サポートすずらん ・訪問介護あゆみ
	訪問入浴介護 浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して入浴の介助をします。	
	訪問看護 看護師などが訪問し、療養の世話や診療の補助などをします。	・足柄上医師会訪問看護ステーション ・白鷗医院　・樹医院 ・あじさいクリニック ・小泉クリニック　・岡部医院 ・あじさい内視鏡クリニック ・訪問看護ステーションエリア
	訪問リハビリテーション 居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士などが訪問によるリハビリテーションを行います。	
	居宅療養管理指導 医師・歯科医師・歯科衛生士・薬剤師・管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	診療所　歯科診療所　薬局

通所 入居 宿泊

デイサービスセンター 大和 楽  
グループホーム

福祉・介護に関することはお気軽にご相談ください。

吉田島4454-1 デイサービス 85-1050  
(開成駅より徒歩3分) グループホーム 85-6300



医療法人 鳥友会  
白鷗 医院

内科・消化器内科・循環器内科  
リウマチ科・外科・泌尿器科

人工透析（通院）・訪問診療・各種健診等お気軽にご相談下さい。

開成町牛島270 TEL 0465-82-0890(代)  
※診療時間等は、P2をご覧下さい。

サービス種類	内 容	町内事業所
在宅サービス	通所介護（デイサービス）	食事・入浴などの介護サービスや機能訓練を日帰りで受けられます。
	通所リハビリテーション	老人保健施設・病院・診療所でリハビリテーションなどを日帰りで受けられます。
	短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事・入浴・排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けられます。
	短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	介護老人保健施設や医療施設の介護療養病床などに短期間入所して、看護や介護、機能訓練などが受けられます。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所しているかたが受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

サービス種類	内 容	町内事業所
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方が対象の施設で、食事や入浴などの日常生活の介護や健康管理を受けられます。
	介護老人保健施設	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活動作のリハビリなどを行ながら、在宅生活復帰を目指す施設です。
	介護療養型医療施設	急性期の治療が終り病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設で医療や看護などが受けられます。
	介護医療院	介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的としたサービスです。

サービス種類	内 容	町内事業所
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	通所を中心に利用者の選択に応じて訪問系サービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供します。
	認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
	認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら、共同生活する住宅です。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事や入浴などの介護や健康管理が受けられます。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

サービス種類	内 容	町内事業所
その他のサービス	福祉用具貸与	車いすなど 13 種類の福祉用具の貸与を受けることができます。ただし、一部貸与品目に制限があります。
	福祉用具購入	腰掛便座など 5 種類の福祉用具を購入した場合、一定の限度額内でかかった費用の 9 割(一定以上の所得がある方は 8 割または 7 割)が払い戻されます。ただし、指定事業所から購入した場合に限ります。
	住宅改修 ※事前の申請が必要です。	在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付けなどの介護保険の対象となる住宅改修を行った場合に、一定の限度額内において支払った費用の 9 割(一定以上の所得がある方は 8 割または 7 割)が払い戻されます。また、利用者の一時的な費用負担の軽減として受領委任払制度があります。

サービス種類	内 容	町内事業所
その他のサービス	<p>介護支援専門員(ケアマネジャー)による支援のことです。要介護状態の方のところに訪問し、本人や家族の状況や希望を把握し、自立支援とQOL(生活の質)の向上を目的とした居宅サービス計画書(ケアプラン)を利用者と一緒に考えながら作成します。</p> <p>*要介護1～5の方が対象です。要支援1・2の方の介護予防ケアプランは、原則地域包括支援センターが作成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>足柄上医師会訪問看護ステーション</li> <li>開成町社会福祉協議会</li> <li>居宅介護支援エリア</li> <li>ケアプランはなの詩</li> <li>在宅福祉ケア子育サポートすずらん</li> <li>居宅介護支援事業所芳徳の郷ほなみ</li> </ul>

### 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上の高齢者を対象に日常生活の支援や介護予防のために行われる事業です。

「介護予防・日常生活支援サービス事業」は、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能低下が認められた方が対象です。これまで要支援の方が利用していた介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)、介護予防通所介護(デイサービス)が総合事業に移行され、町の事業としてそれぞれ訪問型サービス・通所型サービスとして実施しています。

●訪問型サービス ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

●通所型サービス 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。

●一般介護予防事業 おおむね65歳以上のすべての高齢者を対象に、心身の状態悪化を防ぎ、生活機能を維持するために行われる様々な事業です。「訪問型サービス」及び「通所型サービス」の利用を希望する場合は、申請と基本チェックリストによる判定が必要です。「一般介護予防事業」はおしらせ版や回覧等で内容や対象者を隨時お知らせします。

### 開成町地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、地域ぐるみで支えていくための拠点です。要介護状態にならないように予防するための取り組みや、本人や家族からの相談をお受けしています。なお、当センターは社会福祉協議会内に設置しています。

<地域包括支援センターの業務内容>

#### 1. 介護予防ケアマネジメント

⇒ 介護状態になる恐れのある方の介護予防プログラムや要支援1～2の方の介護予防サービスのケアプランを作成します。

#### 2. 権利擁護

⇒ 地域の高齢者が安心して暮らせるよう関係機関と連携をしながら、権利擁護相談や高齢者虐待防止のための取り組みをします。

#### 3. 総合相談

⇒ 介護保険のほかにも、高齢者の生活全般にわたって幅広く相談を受け付け、専門的・継続的な観点から必要なサービスや機関につなげるための支援をします。

#### 4. 包括的・継続的ケアマネジメント

⇒ 医療機関との連携や地域における介護支援専門員への後方支援やネットワークづくりをします。

## 健康

### 予防接種

個別予防接種の実施医療機関は子育て健康課へお問合せください。

対象年齢になったら忘れずに予防接種を受けましょう。

対象疾患	接種年齢(公費負担)	接種回数など
B型肝炎	生後2か月～12か月末満まで	27日以上間隔をおいて2回接種、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて3回目の接種
ロタワクチン	出生6週～24週	27日以上の間隔をおいて2回経口投与
ロタテック	出生6週～32週	27日以上の間隔をおいて3回経口投与
ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満	①生後2か月以上7か月末満：4～8週の間隔で3回 ②生後7か月以上1歳未満：4～8週の間隔で2回 ③1歳以上5歳未満：1回のみ
小児肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	①生後2か月以上7か月末満：27日以上の間隔で3回、3回目接種終了後60日以上の間隔で、生後12か月～15か月に1回 ②生後7か月以上1歳未満：27日以上の間隔で2回、2回目接種終了後60日以上の間隔で生後12か月後に1回 ③1歳以上2歳未満：60日以上の間隔で2回 ④2歳以上5歳未満：1回のみ
四種混合 ○百日咳 ○ジフテリア ○破傷風 ○不活化ポリオ	生後3か月～7歳6か月	初回接種 20日～56日(3～8週間)間隔で3回 追加接種 初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて1回 *既に三種混合を接種した方は、不活化ポリオワクチン(単独)を接種してください。
二種混合 ○ジフテリア ○破傷風	2期(11歳～12歳)	追加接種1回
BCG	生後12か月末満	1回接種(標準的な接種時期は生後5か月から8か月末満)
麻しん・風しん混合	1期(1歳～2歳未満) 2期(小学校就学前1年間)	1回接種
水痘(みずぼうそう)	生後12か月～36か月	(標準的な接種) ①生後12か月～15か月の間に1回 ②1回終了後6～12か月の間隔で1回
日本脳炎	1期 (生後6か月～7歳6か月) 2期(9歳～12歳)	1回接種  【特例】①平成7年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた方は、未接種分の回数を接種することができます。母子健康手帳を確認のうえ、かかりつけ医にご相談ください。 ②平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた方で平成22年3月31日までに日本脳炎1期の予防接種を終していない方(接種日は生後6か月～90か月もしくは9歳以上13歳未満の時期に限ります。)

対象疾病		接種年齢(公費負担)	接種回数など
個別接種 (町が委託している医療機関で随時行うもの)	子宮頸がんワクチン	中学1年生～ 高校1年生相当の女子	サーバリックス：接種回数3回(初回接種後1か月あけて2回目、2回接種後5か月あけて3回目) ガーダシル：接種回数3回(初回接種後2か月あけて2回目、2回接種後4か月あけて3回目)
	追加的対策 (令和4年3月31日までの予定)	昭37年4月2日～ 昭54年4月1日生まれの男性	事前に抗体検査を受け、抗体がない方は予防接種を受けられます。必ず町から発行するクーポン券が必要です。お手元にない場合は町へお問い合わせください。
	成人風しん	妊娠を予定している女性およびそのパートナー(補助には条件があります、町へお問い合わせください)	1回
	任意接種		
	高齢者インフルエンザ	満65歳以上の方 ＊60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害(障害者手帳1級)を有する方	毎年1回接種
高齢者肺炎球菌 (定期)	65歳～100歳の5歳刻みの方及び101歳以上の方 ＊町から接種券を送付します。	1回接種 ＊今まで一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを接種していない方	
	高齢者肺炎球菌 (任意)	満75歳以上の方	5年に1回接種 ＊町へ申し込みが必要です。

## 母と子の健康

妊産婦や子どもの健康的な生活を支援するため、次のとおり事業を実施しています。

事業名	事業内容
母子健康手帳の交付	妊娠の届け出があった方に子育て健康課で随時交付しています。妊娠、出産、育児、予防接種などの状況を記録します。同時に保健師が妊婦面接を行います。
妊婦・産婦健康診査	妊婦健康診査は妊娠期に週数に応じて受ける定期健診です。町が費用の一部補助を行う補助券を母子健康手帳交付時にお渡します。産婦健康診査では、1回分を一部公費負担します。
ママ&パパ教室	母親、父親になる方の学習会です。妊娠の医学・妊婦体操・歯の手入れ・栄養・お風呂の入れ方の実習、妊婦さん同士の情報交換の場として行います。
妊婦訪問	妊娠中の生活や健康に心配がある方を対象に、保健師等が各家庭に訪問して、保健指導を行ったり、相談をお受けしたりします。
新生児・産婦訪問	産婦の心身の様子と子どもの発育の確認に保健師や助産師が訪問します。
未熟児訪問	出生体重が2,500g以下の子どもを保健師が訪問します。
産後ケアひだまりサロン	産後～お誕生日を迎えるまでの親子を対象にしたサロンを開催しています。
母乳相談	助産師が妊娠期～授乳期・卒乳など授乳に関する相談をお受けしています。

事業名	事業内容
乳幼児健康診査	子どもの発育発達の確認、身体計測、育児や栄養の健康相談、必要なアドバイスを行います。
	●3～4か月児健診 集団健診
	●お誕生前健診(10か月～11か月) 個別健診 ※健康診査票が必要です。
	●1歳6か月児健診
	●2歳児歯科健診 集団健診
3歳児健診	
離乳食教室	子どもの成長にあった離乳食について学習します。初期・中期等
歯のお手入れ教室	第1子の10か月～1歳4か月児を対象に、歯科相談、ブラッシング指導などを行います。
7～8か月児健康相談	子どもの発育発達の確認、身体計測、育児や栄養の相談をお受けします。
乳幼児健康相談	就学前までの乳幼児を対象に身体計測、子どもの心身の健康についての相談、離乳食や幼児食など栄養についての相談をお受けします。
幼児心の健康教室	専門スタッフと一緒に育児について学習します。1歳6か月から就園前までの子どものことばやしつけの面で悩みのある方、子どもとのかかわりで悩んでいる方を対象に実施しています。
こども心の相談 ※予約制	18歳未満の子どもの心について保護者や本人の相談をお受けします。生活習慣・しつけ、言葉の遅れ、発育発達など(相談員：臨床心理士)
こども発達相談 (ほほえみ相談)	子どもの発達やこころの問題に対し、児童精神科医師及び臨床心理士、保健師が保護者の相談を受け不安や悩みの解決に向け対応します。必要に応じ、発達検査を実施します。
電話健康相談	心や体の健康に関して保健師が相談をお受けします。
母子保健推進員	地域の身近な相談役として、声かけ訪問や育児おしゃべり会、町の保健事業への託児協力などを実施しています。

費用助成	未熟児養育医療給付	出生体重が2,000g以下で養育のために入院が必要な子どもの入院費用を給付します。
	特定不妊治療助成	特定不妊治療で要した医療費から、神奈川県の助成額に上乗せして補助を行います。
	不育症治療費助成	指定医療機関の医師により不育症と診断された方に補助を行います。



# 保健・福祉

福祉介護課 TEL 84-0316

## 成人の健康

### ●各種健診(検診)

脳卒中・がん・心臓病などの生活習慣病は、早期発見・早期治療が大切です。町では、各種健診(検診)を次のとおり実施しています。

検診種別		対象年齢	受診方法		内 容
			集団※1	個別※2	
がん検診	胃がん検診	バリウム	40歳~	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		胃内視鏡検査	50歳以上で偶数年の方 (前年に胃内視鏡検査を受けた方は対象外)		<input type="radio"/>
	肺がん検診	40歳~		<input type="radio"/>	問診・胸部X線検査 *必要により喀痰検査
	大腸がん検診	40歳~		<input type="radio"/>	問診・便潜血検査(2日法)
	子宮頸がん検診	20歳~		<input type="radio"/>	子宮頸部のみ(問診・視診・細胞診)
		*各人につき隔年実施		<input type="radio"/>	子宮頸部(問診・視診・細胞診)
健康診査など	乳がん検診	40歳~		<input type="radio"/>	問診・視触診・マンモグラフィ(乳房X線撮影)
		*各人につき隔年実施		<input type="radio"/>	
	B型C型肝炎検査	30歳~		<input type="radio"/>	問診・超音波検査
		*各人につき隔年実施			
健康教室など	しいがし健診	75歳以上		<input type="radio"/>	問診・尿検査・計測・診察
	あじさい健診	18歳~39歳		<input type="radio"/>	血圧測定・血液検査
	B型C型肝炎検査	40歳以上 (一度も検査していない方)		<input type="radio"/>	問診・血液検査
	胃がんリスク検診	40歳~70歳の5歳刻みの方 (一度も検査していない方)		<input type="radio"/>	問診・血液検査

※1 集団…保健センターなどで決められた日時に行うもの

※2 個別…町が委託している医療機関で隨時行うもの

### ●保健事業

事業名	事業内容
健康教室	健康の保持・増進のために保健師や栄養士などが、病気についての知識や食事のとり方・運動や看護の方法などについての健康教育を実施します。
成人健康相談	いつまでも元気に過ごせるように、健康に関する様々な相談をお受けしています。健診後の食事や運動に関する相談・血圧測定・尿検査・心の健康など、相談を受け助言します。
家庭訪問	保健師などが家庭を訪問し、健康についての相談に応じます。
歩こう会	健康体力づくりの目的で、約1万歩を目標にウォーキングを推進しています。運動のきっかけづくりとして実施し、実施日時などはおしらせ版に掲載します。

# 高齢者福祉・生活保護

## 敬老会・敬老祝い金

町では9月の敬老月間に各種事業を開催します。

### ●敬老会の開催

式典や余興などを開催します。

### ●敬老祝い金交付

長寿を祝い、米寿(88歳)、百寿(100歳)の節目に祝い金を支給します。

## 緊急通報装置

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者または重度の障がい者、高齢者のみの世帯に対して、急病時に適切な対応が取れるよう電話回線を活用した装置(通報装置とペンダント型発信機)を貸与します。

装置が発動すると通報先に自動で通報が入り、通報先とやり取りすることができます。また、通報先の判断で状況確認をしたり、救急車を要請したりするなど対応します。

## 救急医療情報キット

「救急医療情報キット」は、救急医療情報記載シートと保存用筒、ステッカー2枚が1セットとなっており、事前にシートに必要事項を記入し、保存用筒に入れ、保存場所(冷蔵庫の中)に置いておきます。ステッカーは、玄関先と保存場所の扉の2か所に貼っておき、目印にします。

高齢者や障がい者が自宅で体調が悪くなり救急で医療機関に行く場合に救急隊員が参考にして対応します。

家族がいる方でも急な出来事に気が動転してしまい、救急隊員とのやり取りがうまくできないこともあります。また、独居の方などは、救急車を呼んでもその後の対応ができない場合も想定されます。「もしも」の時の安全と安心のために「救急医療情報キット」を希望者に配布しています。

## 高齢者等紙おむつ購入費助成事業

在宅介護が必要な高齢者などの日常生活の便宜を図るために、紙おむつを購入する方に対し、衛生的で健全な生活の保持と、その購入費用の一部を助成し、介護者の経済的負担を軽減します。

対象者は、開成町に1年以上居住している介護保険の要介護度認定区分が要介護4または要介護5の方、または、3歳以上で身体障害者手帳(肢体不自由)が1級または2級の方になります。ただし、施設に入所中や病院に入院中の場合は含まれません。

### 助成額

・町民税非課税世帯の場合 年度額50,000円(上限)

・町民税課税世帯の場合 年度額25,000円(上限)

なお、紙おむつの領収書の原本を提出していただきますので、医療費控除と同時に使用することはできません。

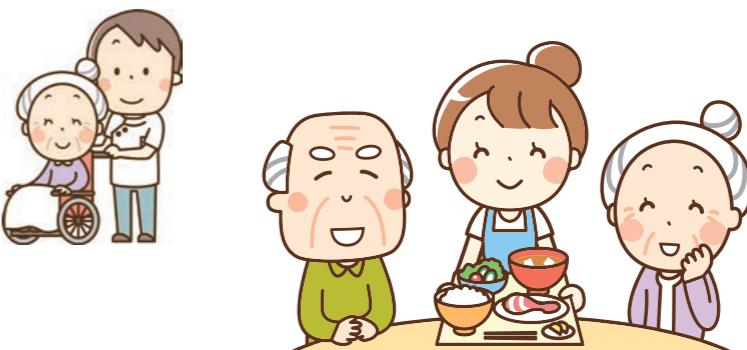
## 生活保護

資産や能力の活用、扶養義務者からの援助、他の制度(年金や手当など他の法律手続で受けられるもの)の利用などあらゆる努力をしてもなお、国で定める最低生活を維持できない場合に、生活を保障し、その自立を助長する制度です。

### ●生活保護の相談と申請をするには

神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター(TEL 83-5111)または福祉介護課で相談を受け付けています。申請は、本人・同居する親族・扶養義務者または同居の家族が行うことができます。

なお、生活保護の決定および実施機関は神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センターになります。



## 障害者福祉

### 障害者手帳

#### ●身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するため、神奈川県知事が交付する手帳です。

交付の対象となる方は、視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・免疫機能・肝臓機能に永続する障がいがある方です。

申請には、申請書（福祉介護課にあります）・医師の診断書・写真（横3cm・縦4cm、上半身・脱帽）・印鑑・マイナンバーが必要になります。

#### ●療育手帳

知的障がいのある方が一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するため、神奈川県知事が交付する手帳です。

交付の対象となる方は、児童相談所または総合療育相談センターで知的障がいと判定された方です（障がいの程度により、A1、A2、B1、B2に区分されます）。

申請には、申請書（福祉介護課にあります）・写真（横3cm・縦4cm、上半身・脱帽）・印鑑が必要になります。

#### ●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方の自立と社会参加の促進を図るために、神奈川県知事が交付する手帳です。

交付の対象となる方は、軽度の神経症や心身症などの一部の病気や、精神科の治療対象とならない人格障がい・知的障がいなどを除き、精神疾患があり長期にわたり日常生活または社会生活への制約（生活障がい）がある方です。

申請には、申請書（福祉介護課にあります）・医師の診断書・写真（横3cm・縦4cm、上半身・脱帽）・印鑑・マイナンバーが必要になります。

### 補装具・日常生活用具

#### ●補装具の交付・修理

障がいの内容や程度によって、補装具の交付や修理が受けられます。世帯の所得により自己負担が異なります。

#### ●日常生活用具の給付

在宅で重度の障がいのある方やお子さんに対し、日常生活の便宜を図る用具が給付されます。世帯の所得により自己負担が異なります。

### 町の障害者助成制度

#### ●重度障害者医療費助成

重度の障がいのある方が医療機関にかかるとき、保険適用分の自己負担分を助成します。医療証が使えなかつた場合などは、かかった医療費の領収書をお持ちいただき、申請をすることで助成を受けることができます。

対象者は次に該当する方です。ただし、所得制限があります。なお、平成25年4月1日以降に65歳を超えてから該当の障がいになった方は対象になりません。

- ・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた方
- ・知能指数が35以下の方 療育手帳A判定の方
- ・3級の身体障害者手帳の交付を受けている方で、知能指数50以下の方

- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方  
(通院のみで入院分は対象にならない)
- 受給には申請が必要です。

申請は、福祉介護課で手続きをしてください。

#### ●福祉タクシー券助成

住民税非課税世帯に属する身体障害者手帳1・2級、知能指数35以下の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方で、通院などにタクシーを利用される方に対して、町から発行する福祉タクシー券を利用することにより初乗り運賃を町で負担するものです。なお、自動車燃料費助成との併用はできません。

#### ●自動車燃料費助成

住民税非課税世帯に属する身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹・視覚および内部障がい）の方で、通学・通院などで自動車を自ら運転する方に、自動車の燃料費の一部を助成します。上限額は1か月2,000円です。なお、福祉タクシー券との併用はできません。

#### ●重度障害者年金給付事業

身体障害者手帳1級または2級の方、知能指数35以下の方、身体障害手帳3級をお持ちの方で知能指数50以下の方に対して、年度を単位として、12,000円（支給月7月）の年金を支給します。なお、町で定める居住要件、障がい状況、所得要件、年齢要件をすべて満たしている方が対象となります。

#### ●住宅設備改良費の助成

障がい児者に適するように、住宅設備を改造する経費を助成するものです。助成の範囲は、工事に要する経費または80万円のいずれか少ない額としますが、世帯の所得により自己負担があります。なお、助成を希望される場合は、着工前に必ず福祉介護課へご相談ください。

対象者は、身体障害者手帳1級または2級の方、知能指数が35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数が50以下の方です（障がい部位や工事内容によっては、助成対象とならない場合があります）。

### その他機関の助成制度

#### ●有料道路助成

身体障害者手帳の交付を受けた方で、自動車を自ら運転し、また、第1種の身体障害者手帳または重度の療育手帳持者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合に有料道路の通行料金の割引が受けられるものです。登録できる自動車は障がいの方1人につき1台です。

ETCご利用による障がい者割引は、事前に登録いただいたETCカード（障がい者本人名義の1枚に限定）を登録いただいた車両のETC車載器に挿入し、ETC無線通行した場合のみ適用されます。

#### ●NHK放送受信料の免除

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の各手帳のある方で、世帯構成員全員が市町村民税非課税である場合、全額免除の対象になります。

また、障がいの方が世帯主でかつ受信契約者の場合、視覚・聴覚・重度の身体障がい者・重度の知的障がい者・重度の精神障がい者の場合、半額免除の対象になります。

### 障がい福祉サービス

#### ●障がい福祉サービスの種類

サービス種類	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人のホームヘルプや外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援をします。
行動援護	知的・精神障がいで、行動の危険回避のための援護、外出時の移動中の介護をします。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をします。
生活介護	常時介護を要する方に、昼間介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合などに、短期間夜間も含めて施設において、入浴・食事・排せつの介護などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練） 宿泊型機能訓練	一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型（雇用型） B型（非雇用型）	通常の事業所雇用が困難な人に働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練をします。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助をします。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援をします。
自立生活援助	一人暮らしに必要な力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時対応により日常生活における課題を把握し必要な支援をします。

地域移行支援	障害者入所支援施設などに入所または精神科病院に入院している障がい者に、住居の確保やその他の地域における生活に移行するため、相談その他必要な支援をします。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他必要な支援をします。

### ●障がい福祉サービスを利用するには

①サービスの利用相談	福祉介護課または相談支援事業所に相談します。
②申請書の提出	相談の結果、障がい福祉サービス利用を希望する場合、利用者は福祉介護課へ申請書を提出します。※申請には、マイナンバーの記載が必要です。
③サービス利用計画提出依頼書の交付	福祉介護課から申請者に対し、サービス利用計画案提出依頼書を交付します。申請者は、相談支援事業所にサービス利用計画案の作成を依頼します。
④障害支援区分の認定調査	調査員が家庭等を訪問し、現在の生活や心身の状況など全国統一の基準による調査(80項目)をします。
⑤障害支援区分審査会	審査会において調査結果および医師意見書から総合的に区分認定をします。(区分1~6)
⑥サービス利用計画案の提出	申請者は、相談支援事業所で作成されたサービス利用計画案を福祉介護課に提出します。
⑦障がい福祉サービスの支給決定・受給者証の交付	障害支援区分及びサービス利用計画案をもとに、福祉介護課から申請者に対し、サービスの支給決定を行い、「受給者証」を発行します。
⑧サービス利用計画の作成	相談支援事業所が、サービス利用計画案をもとに、サービス提供事業所や担当者、利用者負担を記載したサービス利用計画を作成し、申請者に交付します。
⑨サービス提供事業所と契約・利用開始	申請者がサービスを提供する事業所と契約して、サービスを利用します。

\* サービス利用計画とは、サービス利用者を支援するための総合計画(トータルプラン)です。計画には利用者の意向や援助の方針、提供される援助の種類や内容、量などが記載されます。計画作成時に費用はかかりませんが、利用者は計画作成をする相談支援事業所と契約することが必要になります。

\* サービス利用計画は、利用者本人や家族が作成することも可能です。(セルフプラン)

### 特別児童扶養手当

日本国内に住所があり、政令で定める障がい等のある児童を養育している父または母(父母が養育しない場合は、児童と同居している養育者)が特別児童扶養手当を受けることができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、手当を受けることができません。

- ・児童が児童福祉施設に入所しているとき
- ・児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受けることができるとき
- 手当を受けるには、手続きが必要です。なお、所得制限があります。詳しくは福祉介護課へお問い合わせください。

### 障がい児通所支援

#### ●障がい児通所支援の種類

種類	内容
児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援をします。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、理学療法などの機能訓練または医学的管理下での支援をします。
放課後等デイサービス	学校等の授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援をします。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援その他必要な支援をします。

#### ●障がい児通所支援を利用するには

①相談・申請	福祉介護課または障がい児相談支援事業所に相談します。相談の結果、希望する場合には福祉介護課に申請します。その際、心身の状況などについて保護者と面接・調査をします。※申請には、マイナンバーの記載が必要です。
②障がい児支援利用計画案の提出	福祉介護課から申請者(保護者)に対して、障がい児支援利用計画案提出依頼書を交付します。
③児童相談所などの意見聴取	必要に応じて、福祉介護課が児童相談所などに意見を聴く場合があります。
④通所給付要否決定	②や③や面接・調査を勘案して支給の要否を決定し、申請者(保護者)に「受給者証」を発行します。
⑤障がい児支援利用計画の作成	障がい児相談支援事業所は、障がい児通所支援の種類や内容、利用頻度、担当者などを記載した障がい児利用支援計画を作成し、申請者(保護者)に交付します。
⑥契約・利用の開始	申請者(保護者)がサービスを提供する事業所と契約し、サービスの利用を開始します。

\* 障がい児支援利用計画案とは、利用者を支援するための総合計画(トータルプラン)です。計画には児童・保護者の意向や援助の方針、提供される援助の種類や内容、量などが記載されます。計画作成時に費用はかかりませんが、保護者は計画作成をする相談支援事業所と契約することが必要になります。

\* サービス利用計画は、保護者が作成することも可能です(セルフプラン)。

### 地域生活支援事業のサービス

#### ●相談支援

福祉介護課の他にも、町が委託している次の事業所において、様々な相談に応じ、情報提供など必要な支援をします。

相談支援センターりあん 南足柄市塚原701-1 竹の子ビル1階 TEL 20-5014

#### ●移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、支援します。

#### ●訪問入浴サービス

重度の身体障がいのある方の家庭に訪問入浴車で出張し、入浴サービスを提供します。

#### ●日中一時支援

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および一時的な負担軽減を図ります。

## 地域福祉

### 公益社団法人 開成町シルバー人材センター

開成町シルバー人材センターは、60歳以上の高齢者に対して、臨時の、あるいは軽易な仕事を提供しています。高齢になっても継続して働くことにより、その就労意欲を満たすとともに、生きがいや健康づくり、また一緒に働く仲間との交流にもつながっています。

#### ●主な仕事内容

- ふすま・障子・網戸の張替、表装(掛け軸)、クロス内装、壁補修
- 塗装・看板作成、大工・左官の作業
- 植木剪定・果樹の手入れ、除草・草刈り・消毒・農作業、清掃(室内・屋外)
- 家事援助、軽度生活援助
- 公共施設などの施設管理・受付
- 広報紙仕分け配付、宛名書き、書類・伝票の整理、パソコン入力

#### ●仕事の依頼

主な仕事内容以外でもお受けできる仕事もありますので、お気軽にお問い合わせください。

#### ●会員の入会

入会を希望される方は、開成町シルバー人材センターへお問い合わせください。一緒に働く仲間を募集しています。

#### ●問い合わせ

開成町シルバー人材センター

開成町延沢 656-1 TEL 83-6369

### 社会福祉法人 開成町社会福祉協議会

#### ■所在地

〒258-0021  
足柄上郡開成町吉田島 1043-1  
(福祉会館 1階)

#### ■電話

82-5222

#### ●社会福祉協議会は…

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - ④その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- これらの実践をとおして、地域福祉の推進を図ることを目的とする非営利の民間組織です。

#### ●開成町社会福祉協議会は…

地域に暮らす皆さんのほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして様々な活動を行っています。

#### ○自治会福祉活動の支援

…自治会福祉活動サポート事業の実施など

#### ○支えあい事業の推進

…生活支援コーディネーターの配置

#### ○ボランティア活動の推進

…ボランティア講座・交流会の開催など

#### ○当事者活動の支援

…当事者団体の育成・支援、敬老会の開催など

#### ○広報啓発事業の充実

…広報紙「社協だよりかいせい」の発行、社会福祉大会の開催など

#### ○福祉教育事業の充実

…小・中学生福祉作文コンクールの実施など

#### ○総合相談・援護事業の充実

…総合生活相談の実施、生活福祉資金の貸付など

#### ○安心センター事業の充実

…日常生活自立支援事業の実施など

#### ○在宅福祉サービスの推進

…移送サービス・生活援助ヘルパー派遣事業・福祉機器貸与事業・巡回バス・レスパイトの実施など

#### ○介護保険事業の推進

…居宅介護支援事業・通所介護事業の実施

#### ○地域包括支援センター事業の推進

…地域包括支援センター事業の実施

#### ○事業推進体制の整備

…理事会・監事會・評議員会の開催、福社会館の管理・運営など